

議案第 83 号

社会教育課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西彼総合支所前の国道 206 号線で発生した車両事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

令和 4 年 1 2 月 9 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 相手方 | 住所 |
| | | 氏名 |
| 2 | 損害賠償額 | 491,756 円 |
| 3 | 事故の発生概要 | 発生日時 令和 4 年 9 月 26 日 午後 2 時 50 分頃
発生場所 西海市西彼町喰場郷 1686 番地 3 付近
国道 206 号線 |
| 4 | 事故の状況 | 西彼総合支所前の国道 206 号線で、西彼教育文化センターに勤務する会計年度任用職員が西彼総合支所から大串方面へ右折し進入した際に、その左側後部が長崎市方面から走行してきた相手方車両の右側前部に接触し、同部分を破損させたものです。 |

公用車事故等発生概要書

相手方	氏名		
	住所		
事故日時	令和4年9月26日 午後2時50分頃		
車名等		事故原因	当方の目測誤り
事故場所	西海市西彼町喰場郷 1686 番地 3 付近 国道 206 号線		
警察届出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人
事故概要	<p>西彼教育文化センターに勤務する会計年度任用職員が事務用務のため、公用車を運転し西彼総合支所へ行った帰り、左右をよく確認しながら交通が途切れるのを待っていた。国道 206 号線に長崎市方面から第 2 車線を走行してきている相手車を確認したが、車間距離が確保されていると判断し、大串方面へ右折し相手車が第 2 車線を走行していたのでそれを避けるため第 1 車線までそのまま進入したが、相手車は目の前の第 2 車線上に現れた自車を避けようと車線を変更した結果、自車の左側後部が相手車の右側前部に接触し、同部分を破損させたもの。</p>		
事故状況略図	<p>自車 ▲ 相手車 △</p>		
損害見積額	491,756 円	損害賠償の方法	① 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ()